



島根県報

平成23年2月18日（金）

号外第15号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第107号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	488号	益田市白岩町イ84番地先から同町イ85番地先まで	前	メートル 12.00～36.00	メートル 58.00	益田県土整備事務所 管理区分変更 減幅	
			後	12.00～31.00	58.00		
県 道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町吉野65番1地先から同95番4地先まで	前	4.60～8.30	165.00	道路改良工事 拡幅	
			後	8.00～29.30	165.00		
"	"	出雲市佐田町吉野95番4地先から同649番1地先まで	前 A	3.80～11.10	92.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	3.80～11.10		92.00
				B	9.60～41.40		66.00
"	"	出雲市佐田町吉野649番1地先から同番5地先まで	前	3.00～19.00	90.50	道路改良工事 拡幅	
			後	21.50～45.00	90.50		
"	益田澄川線	益田市美都町笹倉1508番11地先から同市下波田町757番1地先まで	前 A	4.20～30.50	1,650.00	益田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 拡幅	
			後	A	4.20～30.50		1,650.00
				B	7.00～90.60		1,180.00

島根県告示第108号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年2月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	甲田作木線	邑智郡邑南町下口羽1311番1地先から同番9地先まで	メートル 7.50	平成23年 2月18日	県央県土整備事務所	
〃	益田種三隅線	益田市下種町966番11地先から同町1101番6地先まで	15.00	平成23年 2月18日	益田県土整備事務所	